

川島町太陽光発電施設の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、町内における太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設を設置する者が、近隣住民等の安全や周辺環境等に配慮するとともに、町及び隣接住民等に対して事業計画内容を事前に明らかにすること等について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「特別措置法」という。）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電柱等を除く。）を用いて、太陽光を電気に変換するための設備及びその付属物をいう。
- (2) 発電施設 定格出力10キロワット以上の発電施設（同一の届出者が複数の発電施設を近接して設置するなど、実質的に一つの場所への設置と認められる場合は、一つの発電施設とみなす。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 建築物に該当するもの
 - イ 設置者の事業所等と併設されるもの
- (3) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (3) 設置者 発電施設を設置又は設置しようとする者をいう。
- (4) 近隣住民等 発電施設の設置が計画される区域に近接する土地及び家屋の所有者又は居住者並びに事業区域に存する自治会の代表者をいう。

(対象地域)

第3条 この告示の対象地域は、町内全域とする。

(法令等に基づく手続等)

第4条 設置者は、発電施設を設置する場合において、特別措置法第9条の規定に係る認定を受け、町内に設置を計画している場合には、町の関係課及び関係行政機関と事前に相談・協議を行い、必要な手続き等を行うものとする。

2 設置者は、計画地の全部又は一部が別表に掲げる区域に該当する場合は、特別措置法第9条の規定に該当するか否かに関わらず、当該計画が周辺の生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

(発電施設に係る届出等)

第5条 設置者は、発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかとなった時点で、近隣住民等に対する説明会等を開催し、事業内容を周知するものとする。この際、近隣住民等から出された要望・意見等に基づき協議を行い、近隣住民等の理解を得られるように努めるものとする。

2 設置者は、発電施設の工事に着手する日の30日前までに、川島町太陽光発電施設計画届出書（様式第1号）に計画区域の位置図等を添付し、町長に提出するものとする。

3 前項の届出を行った設置者は、届出対象発電施設の内容を変更し、又は事業を廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、川島町太陽光発電施設計画変更・廃止届出書（様式第2号）を町長に提出するものとする。なお、大規模な変更等が生じた場合は同条第1項を準用するものとする。

4 設置者は、設置工事が完了したときは、川島町太陽光発電施設設置工事完了報告書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(設置に当たって遵守すべき事項)

第6条 設置者は、発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 近隣住民等との協調を保つこと。

(2) 住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、圧迫感、騒音、熱や光の反射等に配慮し、敷地境界から後退させ、植栽を設けて遮へいする等の対策をとること。

(3) 既存の地形や樹木等を活かしながら、周辺の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。

(4) 災害防止のため、事業区域境界線から十分な保安距離を設け、必要に応じて緩衝帯等を設置すること。

(5) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を見やすい箇所に設置すること。

- (6) 周辺環境への影響を考慮し、除草剤、殺虫剤等の薬剤は原則使用しないよう努めること。やむを得ず薬剤を使用する場合は、農作物への影響が少ないものを使用し、隣接地へ飛散しないような措置をとること。
- (7) 近隣の農地の日照、通風等を阻害し、耕作に支障を及ぼすことがないように十分配慮すること。
- (8) 施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- (9) 施設計画の段階から事業終了後の将来計画を十分に検討するとともに、廃止に要する経費等を計画的に調達・手配すること。
- (10) 施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により撤去等適正に処理すること。

(指導及び助言等)

第7条 町長は、この告示に定めるもののほか、この告示の施行に必要な限度において、設置者に対し、適切な措置を講じるよう指導及び助言等をすることができる。

(補則)

第8条 この告示の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年7月1日から施行し、令和元年8月1日以降に着工する発電施設から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行日において、現に着工している発電施設の設置者は、第6条に掲げる事項の遵守に努めるとともに、必要と認められる場合は第5条に掲げる措置を講じるものとする。

別表（第4条関係）

設置するのに適当でないエリア

法令名	エリア（区域の名称等）	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難になるとともに、周辺の地下水等生活環境に支障を生じるおそれがある。
農地法	農用地区域内の農地 甲種農地 第1種農地	優良農地を確保するため、転用が制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内の農地	優良農地を確保するため、転用が制限されている。
河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。
文化財保護法	重要文化財、国指定史跡、名勝、天然記念物等	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡	復元が不可能な県民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
川島町文化財保護条例	町指定有形文化財、町指定有形民俗文化財、町指定記念物	復元が不可能な町民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。

様式第1号（第5条関係）

年　月　日

川島町太陽光発電施設設計画届出書

川島町長　　あて

設置者　住 所

氏 名

印

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(電話番号)

下記のとおり発電施設を設置することについて、川島町太陽光発電施設の設置に関する要綱第5条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 発電施設の名称	
2 設置場所	川島町
3 敷地面積	m ²
4 定格発電出力 ※1	kW
5 発電事業者	住所 氏名 (法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
6 着工予定年月日	年　月　日
7稼動開始予定日	年　月　日
8 住民説明会等の概要	別紙のとおり※2
9 参考資料	別添のとおり※3

※1 「定格発電出力」は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の定格発電出力を小数1桁（小数第2位切捨て）まで記載してください。パワーコンディショナーを複数設置する場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載してください。

※2 住民説明会や住民説明を行った年月日、場所、出席者・相手方の氏名、発言の概要、近隣住民等から出された要望・意見等への対応内容を記載した資料を作成し、別紙としてください。

※3 計画区域の位置図、平面図、横断図、関係機関との協議状況、雨水排水計画、その他必要な資料を別添としてください。

様式第2号（第5条関係）

年　月　日

川島町太陽光発電施設計画変更・廃止届出書

川島町長　　あて

設置者　住　所

氏　名

印

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(電話番号　　)

発電施設の設置計画を変更・廃止するので、川島町太陽光発電施設の設置に関する要綱第5条第3項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 発電施設の名称 ※1		
2 設　置　場　所 ※1	川島町	
3 変　更　の　内　容　※2	変更前	
	変更後	
4 変更・廃止の予定日	年　月　日	
5 参　考　資　料	別添のとおり※3	

※1 発電施設の名称又は設置場所を変更する場合にあっては、変更前の名称及び場所を記載してください。

※2 設置者の住所・氏名、発電施設の名称、設置場所、敷地面積、定格発電出力又は発電事業者の住所・氏名（法人代表者の氏名を除く）を変更する場合にあってはその内容を記載してください。

※3 計画区域の位置図、平面図、横断図、関係機関との協議状況、雨水排水計画、その他必要な資料を別添としてください。

様式第3号（第5条関係）

年　月　日

川島町太陽光発電施設設置工事完了報告書

川島町長　　あて

設置者　住 所

氏 名

印

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（電話番号　　）

発電施設の設置が完了したので、川島町太陽光発電施設の設置に関する要綱第5条第4項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 発電施設の名称	
2 設置場所	川島町
3 敷地面積	m ²
4 定格発電出力	kW
5 設置工事完了年月日	年　月　日
6 稼動開始日	年　月　日
7 発電事業者	住所 氏名 電話番号

※竣工図及び写真等の設置工事が完了したことが確認できる資料を添付してください。